

○国土交通省告示七百七号

津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）第五十五条第一号及び第二号の規定に基づき、津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

前文中「第三十一条第一号及び第二号」の下に「並びに第五十五条第一号及び第二号」を加える。

第二の次に次のように加える。

第三 施行規則第五十五条第一号に規定する津波の作用に対して安全な構造方法は、第一第一号及び

第二号（この場合において、第一第一号中「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）

」とあるのは「特定建築行為に係る建築物」と、第一第一号及び第二号中「建築物等」とあるのは

「特定建築行為に係る建築物」と読み替えるものとする。）に該当するものとしなければならない

。ただし、特別な調査又は研究の成果に基づき津波の作用に対して安全であることが確かめられた

場合にあっては、これによらないことができる。

第四 施行規則第五十五条第二号に規定する地震に対する安全上地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に準ずる基準は、第二に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成二十四年六月十三日から施行する。